

従業員の再就職支援をお考えの事業主の皆さまへ

労働移動支援助成金（再就職支援コース）の 支給内容が変更になります。 （平成30年4月1日から）

「労働移動支援助成金」（再就職支援コース）のうち、再就職援助計画の対象となった従業員の再就職支援を職業紹介事業者に委託した場合の助成について、平成30年4月1日から、下記のように助成内容を見直す予定です。ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

なお、再就職支援コースのうち、「休暇付与支援」（求職活動のための休暇を与えた場合の助成）及び「職業訓練実施支援」（教育訓練施設等への委託により職業訓練を実施した場合の助成）は変更ありません。

1 助成額の変更

改正後の内容は、**平成30年4月1日以降に提出した再就職援助計画**などの対象者についての支給申請に適用されます。（支給対象者一人当たり下記の額を支給します）

【A.委託開始申請分】 = 離職する労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託した場合の助成

変更点 → **廃止します。**

現行	中小企業事業主：10万円（*）	中小企業事業主以外：なし
	（*）委託総額が20万円に満たない場合は、「委託総額」× 1/2	
改正後	中小企業事業主：なし	中小企業事業主以外：なし

= 廃止

【B.再就職実現申請分】 = 職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職が実現した場合の助成

変更点 → 委託開始申請分の廃止(A)に伴い、**助成額の計算式が変わります。**

現行	下表 (①+②+③) の合計 - 委託開始申請分 (A) の助成額
改正後	下表 (①+②+③) の合計 (*)

(*) 「委託費用」または「60万円」のうち低い方が上限。

助成内容の変更なし	中小企業事業主		中小企業事業主以外		
	①	通常	$(「委託費用」 - ② - ③) \times \frac{1}{2}^*$ * 対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{3}$	通常	$(「委託費用」 - ② - ③) \times \frac{1}{4}^*$ * 対象者が45歳以上の場合 $\frac{1}{3}$
		特例区分	$(「委託費用」 - ② - ③) \times \frac{2}{3}^*$ * 対象者が45歳以上の場合 $\frac{4}{5}$	特例区分	$(「委託費用」 - ② - ③) \times \frac{1}{3}^*$ * 対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{5}$
②	訓練加算	… 訓練実施に係る委託費用の 2/3 (上限30万円)			
③	グループワーク加算	… 3回以上実施で1万円			

2 支給要件の追加

支給対象となる方が、助成対象期限※までに再就職が実現した場合であっても、**再就職支援を委託した職業紹介事業者の支援を一度も受けずに再就職が実現した場合には助成対象外**とするよう見直す予定です。 ※支給対象となる方の離職日の翌日から起算して6か月（45歳以上の方は9か月）以内